

2 国際 4 6 9 号

関税割当公表第 8 6 号の 2

令和 2 年度下期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、麦芽(いつてあるかないかを問わない。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 2 年 10 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割当数量 2 4 4, 0 0 0 トン
- 3 通関期限 令和 3 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 2 年度下期の麦芽の関税割当てについて(令和 2 年 9 月 10 日付け 2 国際第 423 号関税割当公表第 86 号)による。